≪記入例③　転勤等により，未徴収税額を新たな勤務先で特別徴収する場合≫

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

入力	確認

1．現年度　2．新年度　3．両年度

※市町村処理欄

常総市長　殿

令和××年〇〇月△△日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△１－２－３
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　〇×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては，左端を空欄として右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	12345
宛名番号	00025
担当者 所属	人事課人事労務係
担当者 氏名	特徴　花子
担当者 電話	000-000-0000　内線（ 123 ）

給与所得			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	イバラキ　イチロウ							
氏名	茨城　一郎							
生年月日	昭和５０年１月１日							
個人番号								
受給者番号	108		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	R×× 年 8 月 31 日	2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
1月1日現在住所	〇〇県××市△△３－２－１							

右から番号を記入

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合，「個人番号」は，前勤務先では記載しないでください。

８月末で退職する給与所得者が，９月から新しい会社で特別徴収する場合。

1．特別徴収継続の場合

（新しい勤務先（特別徴収義務者））

特別徴収義務者指定番号	56789（新規）　法人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△１－２－３
フリガナ	マルバツフドウサン　カブシキガイシャ
氏名又は名称	〇×不動産　株式会社

担当者連絡先

所属	庶務課社員係
氏名	特徴　進
電話	111-111-1111　内線（ 222 ）

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	987654
納入書の要否（一括の場合のみ記載）	1　右から番号を記入　1．必要　2．不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

2．一括徴収の場合

理由　右から番号を記入

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月　月　日　円

した税額は、翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　右から番号を記入

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

御注意

1．黒のボールペン又はペンで記載してください。

2．給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記載するとともに、「1．特別徴収継続」欄に必要事項を記載してください。

3．一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒303-8501　茨城県常総市水海道諏訪町3222-3　常総市役所税務課市民税係　0297-23-2111